

序 章

1. 制度改正の趣旨

(1) 権利保護の強化

近年、アジア諸国をはじめとする途上国産業の技術、品質、価格面での競争力が高まっており、我が国産業も知的財産を活用した競争力の強化が重要な課題となっている。日本企業により生み出される魅力的なデザインの施された製品や、日本企業が消費者の多様なニーズに対応した商品・サービスを提供することから生まれるブランド、日本企業とりわけフロントランナーとして世界をリードしているベンチャー企業等の革新的な発明は、競争力をつけつつある途上国産業による製品・サービスからの日本企業の更なる差別化・高付加価値化を可能とするものである。このようなデザイン（意匠）、ブランド（商標）、発明（特許）を適切に保護することによって我が国産業の国際競争力を強化するため、国際的な制度調和の観点も踏まえ、産業財産権の保護の強化、権利取得の容易化を図り、我が国産業の国際競争力を強化することが必要となっている。

(2) 模倣品対策の強化

知的財産が企業にとって差別化、高付加価値化を図る上で重要な要素となっている一方で、アジア諸国等から日本企業の製品のデザイン等を模倣した商品が流入するなど、模倣品問題が我が国の円滑な企業活動にとって障害となっている。さらに、模倣品問題は近年国際的な拡がりを見せており、権利者が本来得るべき利益を奪うのみならず、消費者の健康や安全を脅かしたり、反社会的勢力の資金源となるなど深刻化しているため、我が国としても、模倣品の流通・拡散等を防止するための措置を強化することが強く求められている。

このような認識の下、権利保護の強化及び模倣品対策の強化を図るため、産業財産権四法（意匠法、特許法、実用新案法、商標法）等について、次のような措置を講じた「意匠法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

第一に、デザインの保護を強化するため、意匠権の存続期間の延長、操作画面に係る保護対象の拡大、関連意匠や部分意匠の出願期限の延長等の改正を行った。

第二に、特許権の取得を容易にするため、出願を分割できる時期を追加するとともに、公平な審査を行う観点から、出願の補正を制限する等の改正を行った。

第三に、ブランドの保護を強化するため、小売業者等が使用する商標を役務商標として保護する制度を導入し、また、団体商標の商標登録を受けることができる主体を拡大した。

第四に、模倣品対策を強化するため、模倣品を輸出することや譲渡等の目的で所持することを産業財産権の侵害行為とするとともに、産業財産権の侵害等についての刑事罰を強化した。

2. 改正法成立までの経緯

平成17年6月10日に知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2005」に盛り込まれた項目を踏まえ、意匠制度、特許制度及び商標制度の在り方について、産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置された意匠制度小委員会、特許制度小委員会及び商標制度小委員会において審議が行われ、各小委員会での報告書が取りまとめられた。これらの報告書は、平成18年2月に産業構造審議会知的財産政策部会に報告され、了承された。

「意匠法等の一部を改正する法律案」は、これらの報告書等を踏まえて立案され、平成18年3月7日に閣議決定された後、同日第164回通常国会に提出された。同法案は、4月4日に参議院経済産業委員会において提案理由説明、4月6日に同経済産業委員会における質疑及び採決を経て、4月7日の本会議に

において可決された。衆議院においては、5月17日に衆議院経済産業委員会において提案理由説明、5月26日、31日に同経済産業委員会における質疑及び採決を経て、6月1日の本会議において可決され、「意匠法等の一部を改正する法律」として成立した。

同法は、平成18年6月7日に平成18年法律第55号として公布された。施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されているが、意匠の新規性喪失の例外の適用の手續見直しについての改正及び団体商標の主体の見直しに係る改正については、公布から三月以内の政令で定める日から、模倣品対策に係る改正（輸出の定義規定への追加、譲渡等目的所持に係る改正及び刑事罰の強化に係る改正）については、平成19年1月1日からそれぞれ施行されることと規定されている。

【意匠法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

＜産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会＞

平成17年

- 9月27日 第5回 「意匠権の効力範囲の拡大について」
「意匠制度の枠組みの在り方について」
「意匠権の強化について」
- 10月14日 第6回 「意匠権の保護対象の拡大について」
「意匠登録手續の見直し、利便性の向上について」
- 11月7日 第7回 「意匠制度の在り方（論点整理）について」
- 12月5日 第8回 「意匠制度の在り方（論点整理）について」
- 12月20日 第9回 「意匠制度の在り方について」（報告書案）
- 12月22日～平成18年1月20日 「意匠制度の在り方について」（報告書案）

に対する意見募集

平成18年

- 1月25日 第10回 「意匠制度の在り方について」（報告書案）
「パブリックコメントに提出された主な意見に対する

考え方」

<産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会>

平成17年

10月31日 第19回 「特許制度の在り方について」

11月28日 第20回 「特許制度の在り方について」

12月16日 第21回 「特許制度の在り方（論点整理）について」

12月27日 第22回 「特許制度の在り方について」（報告書案）

12月28日～平成18年1月27日 「特許制度の在り方について」（報告書案）

に対する意見募集

平成18年

2月2日 第23回 「特許制度の在り方について」（報告書案）

「パブリックコメントに提出された主な意見に対する

考え方」

<産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会>

平成17年

10月28日 第13回 「商標制度の在り方について」

11月18日 第14回 「商標制度の在り方（論点整理）について」

12月9日 第15回 「商標制度の在り方（論点整理）について」

12月22日 第16回 「商標制度の在り方について」（報告書案）

12月28日～平成18年1月27日 「商標制度の在り方について」（報告書案）

に対する意見募集

平成18年

1月31日 第17回 「商標制度の在り方について」（報告書案）

「パブリックコメントに提出された主な意見に対する

考え方」

<報告書のとりまとめから施行まで>

平成18年

2月15日 産業構造審議会第7回知的財産政策部会

意匠制度小委員会報告書「意匠制度の在り方について」
特許制度小委員会報告書「特許制度の在り方について」
商標制度小委員会報告書「商標制度の在り方について」
取りまとめ

- 3月7日 「意匠法等の一部を改正する法律案」閣議決定
- 3月7日 同法案第164回通常国会 提出
- 4月4日 参議院経済産業委員会 提案理由説明
- 4月6日 参議院経済産業委員会 質疑・採決・附帯決議
- 4月7日 参議院本会議 可決
- 5月17日 衆議院経済産業委員会 提案理由説明
- 5月26日・30日 衆議院経済産業委員会 質疑・採決・附帯決議
- 6月1日 衆議院本会議 可決・成立
- 6月7日 公布（平成18年法律第55号）
- 9月1日 施行（意匠の新規性喪失の例外の適用の手續見直し、団体商標の主体の見直し）
- 平成19年
- 1月1日 施行（輸出の定義規定への追加、譲渡等目的所持のみなし侵害規定への追加、罰則の見直し）
- 4月1日 施行（主施行日）